

未来工房利用マニュアル

(目 的)

第1条 このマニュアルは、未来工房の利用についての必要事項を定める。

(利用資格)

第2条 未来工房を利用できる者か次のとおりとする。

- ① 生産工学部（以下本学部という）学生，本学部研究科学生，本学部研究生，本学部教職員
- ② 工房長が許可した者

(受 付)

第3条 未来工房の利用を希望する者は学生証を提示し，受付システムにより許可を得なければならない。

(服 装)

第4条 未来工房の利用を希望する者は事故に繋がる服装での作業はできない。

(利用制限)

第3条 使用者が次の各号のいずれかに該当する場合，管理責任者は，その使用を取り消し又は中止させ，若しくは退出させることができる。

- ① 管理責任者の指示に従わなかったとき。
- ② 施設使用の承認を得ていないとき。
- ③ その他特別な理由があるとき。

(利用時間)

第4条 開館時間は，次のとおりとする。

平 日 12：00～20：00

土曜日 12：00～16：00

ただし，休暇期間中における開館時間は，その都度掲示する。

(休館日)

第5条 休館日は，次のとおりとする。

- ① 日曜日・国民の祝日・本学の創立記念日（10月4日）
- ② 年末年始および夏期休業の一定期間

(利用料)

第6条 未来工房の機器利用については無料とする。ただし、部材、機器の使用に係る部品、消耗品等については個人が負担することを原則と。

2 利用料、部材費については別に定める。

(安全講習の義務)

第7条 未来工房を利用するものは安全講習を受けなければならない。

2 工房長が認定する者は安全講習を免除することができる。

(ライセンスの取得)

第8条 未来工房の機器を利用する者は未来工房が定めるライセンスを取得しなければならない。

2 ライセンスはB級、A級、S級とし利用可能な機器等については未来工房の定めによる。

(グループでの利用)

第9条 一定の人数を超えるグループでの利用は申請に基づき事前に許可を得なければならない。

2 申請については別に定める。

(利用についての変更)

第10条 利用についての変更は未来工房運営委員会で審議し、学部長の許可を得るものとする。